

1 地域包括ケアの推進

(※重点的な課題と取組み p5～p6参照)

2 認知症高齢者支援と権利擁護

(※重点的な課題と取組み p7～p9参照)

3 生きがいづくり、介護予防・健康づくり

(※重点的な課題と取組み p10～p13参照)

4 住まい・まちづくり

(1) 住まいづくり

(2) 施設・居住系サービス

(3) ひとにやさしいまちづくり

(※重点的な課題と取組み p14～p16参照)

ア 安全な歩行空間等の整備

- 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

○ 既設歩道の段差解消

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集 等

イ 交通機関の改善

- 誰もが、地下鉄・ニュートラム・市バス等の交通機関をより安全・快適に利用できるよう、交通機関のバリアフリー化を促進します。

(4) 安全な暮らしのために

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

- 「大阪市地域防災計画<震災対策編>」、「同く風水害等対策編」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

イ 防災意識の啓発

■生活ガイドブック「くらしの便利帳」（2年に1回発行）に防災対策について記載する他、様々な広報、啓発を行います。

- 高齢者世帯への防火訪問
- 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

ウ 災害時の要援護者支援

■大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（災害時要援護者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を平成21（2009）年に策定しました。東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアルVer.1.0」を平成23（2011）年7月に作成したところであり、今後も高齢者の災害対策を推進します。

- 地域防災リーダーによる支援
- 緊急通報システム
- 火災警報機（連動型）の設置
- 福祉避難所・緊急入所施設の指定 等

エ 防犯対策の取組み

■地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

5 サービスの利用支援

(1) 相談体制と効果的な情報提供・啓発

ア 総合相談体制の充実

■区保健福祉センターに総合相談窓口を設置し、相談援助を行う他、様々な窓口を通じて、高齢者が安心して暮らせるように相談体制の充実に努めます。

- 地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）
- 地域ネットワーク委員会 等

イ 多様な情報の提供

■高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については大阪市政だより等を活用し必要な広報を行う他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについて情報提供を行います。

- 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成
- 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配付
- パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供 等

ウ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

- 外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

- 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成
- 外国籍住民のための7言語による市政・区政相談、法律相談 （外国人相談センター） 等

エ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

- 高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

- 高齢者福祉月間事業 （高齢者福祉月間） 等

オ 高齢者と他の世代との交流

- 老人福祉センター等において、世代間交流事業等を推進するほか、高齢者とのふれあいを大切に活動を実施します。

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣 （高齢者福祉センター） 等

(2) 福祉人材の確保

- 多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保できるよう取り組みます。人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資質向上につとめ、人権・権利擁護意識の啓発に取り組みます。
- また、近年の少子高齢化の急速な進行のもと、子どもの頃から福祉の心を育成し、地域福祉の担い手として将来につないでいくための取組みを進めます。

- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成
- 「ふくし読本」等の活用 （福祉人材センター） 等

(3) 介護サービスの質の向上と確保

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

- 利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されております。この制度は都道府県事務として運営されており、大阪府ではホームページを通じて情報提供を行います。また、認知症対応型共同生活介護等に係る外部評価結果については、区保健福祉センター等で公開します。

イ 介護サービスの適正化

- 要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供並びに介護報酬請求の適正化等の目標を定めて取組みを進め、より良いサービスが提供されるよう事業者を指導します。

○ 介護保険住宅改修費適正給付事業 ○ ケアプランチェック（適正給付）
○ 給付費通知の送付 等

ウ 介護支援専門員の質の向上

- 介護支援専門員の資質・専門性の向上のために資格の更新制等とともに体系化された研修を都道府県で実施します。また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を配置し、包括的・継続的マネジメント事業を展開します。

エ 公平・公正な要介護（要支援）認定

- 公平・公正に行われるよう大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。また、平成24（2012）年に「認定事務センター」を開設し、要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図ります。

○ 認定調査員に対する研修の実施 等

オ 介護サービスの苦情相談

- 介護保険サービスへの相談や苦情は、区保健福祉センターにおいて対応するとともに、サービス内容に関して当事者間で問題が発生した場合には、おおさか介護サービス相談センターにおいて迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

カ 事業者の指定・指導について

- 平成23（2011）年の介護保険法の一部改正により、大阪府が処理している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定及び指導監督権限が平成24（2012）年度から本市に移譲されることになりました。

本市においては、これらの権限を有効かつ効果的に行使するべく各介護事業にかかる指定を適切かつ迅速に行い、また、事業者への集団指導や個別の実地指導・監査の強化にも取組み、大阪府・府内各市町村と連携し介護保険事業がより一層適正に行われるよう努めます。